（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十二条　前条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新震災特例法」という。）第十一条第一項の規定は、同項に規定する被災給与所得者等（以下この条において「被災給与所得者等」という。）が、同項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で平成二十三年一月一日以後の期間に係るものについて適用し、被災給与所得者等が前条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「旧震災特例法」という。）第十一条第一項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新震災特例法第十一条第二項の規定は、被災給与所得者等が、同項に規定する利子で平成二十三年一月一日以後に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を同項に規定する使用者等から使用人である地位に基づいて支払を受ける場合における同項に規定するその支払を受けた金額について適用し、被災給与所得者等が、旧震災特例法第十一条第二項に規定する利子で同日前に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を同項に規定する使用者等から使用人である地位に基づいて支払を受ける場合における同項に規定するその支払を受けた金額については、なお従前の例による。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十三条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「。第五項において同じ」を削り、「。以下この条」を「。以下この項及び次項」に改め、同条第五項中「、現物出資又は事後設立」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人を」を「又は被現物出資法人を」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「分社型分割等」を「分割又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とする。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十四条　前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の規定は、同項に規定する法人が平成二十二年十月一日以後に行う分割について適用し、前条の規定による改正前の法人税法等の一部を改正する法律附則第八条第五項に規定する法人が同日前に行った分割及び事後設立（十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十五条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九十七条第二項中「同条第三項から第五項までの規定」を「同条第三項中「第六十八条の五十一第一項」とあるのは「旧法第六十八条の五十一第一項」と、「合併又は分割型分割」とあるのは「合併」と、同項第一号中「、適格現物出資又は適格事後設立」とあるのは「又は適格現物出資」と、同項第二号中「場合又は分割型分割により無償補修の全部又は一部を行わないこととなつた場合」とあるのは「場合」と、「金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）」とあるのは「金額」と、同条第四項及び第五項」に改める。

附則第百十六条第二項中「と、同条第七項」を「と、「合併又は分割型分割」とあるのは「合併」と、同項第一号中「、適格現物出資又は適格事後設立」とあるのは「又は適格現物出資」と、同項第二号中「場合又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により無償補修の全部又は一部を行わないこととなつた場合」とあるのは「場合」と、「金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）」とあるのは「金額」と、同項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその解散の日」とあるのは「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日」と、同条第七項」に、「と、「第五十七条第九項」を「と、「適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）に」とあるのは「適格分割型分割に」と、「第五十七条第九項」に改める。

第百三十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第二項中「第五十六条の規定」を「第五十六条（第十八項及び第十九項に係る部分を除く。）の規定」に改め、同項の表第一項第二号の項の前に次のように加える。

第一項第一号	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資

附則第三十四条第二項の表第一項第二号の項の次に次のように加える。

第二項	除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により	除く。）により
	合併又は当該分割型分割	合併

附則第三十四条第二項の表第三項から第八項までの項中「第八項」を「第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第六項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資
	合併又は分割型分割の日	合併の日
第六項第二号イ	合併又は分割型分割	合併
	合併法人又は分割承継法人	合併法人
第七項及び第八項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
第十一項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資
	、被現物出資法人又は被事後設立法人	又は被現物出資法人
第十二項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資